

【情報共有の範囲】

(情報共有の方法)

	提供元		提供先	対象となる債務者情報
①	納税課	⇒	納税課債権回収対策室	(1)～(6) 【税情報含む】
②	強制徴収債権所管課	⇒	他の強制徴収債権所管課	(1)～(6) 【税情報含む】
③	強制徴収債権所管課	⇒	納税課債権回収対策室	(1)～(6) 【税情報含む】
④	非強制徴収債権所管課	⇒	納税課債権回収対策室	(1), (2), (3), (6) 【税情報以外】
⑤	納税課債権回収対策室	⇒	非強制徴収債権所管課	(1), (2), (6) 【税情報以外】

(イメージ図)

